

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	30 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	18 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から 57 年 3 月まで

私は、会社を退職した後、昭和 55 年 7 月頃に A 市 B 区役所において、国民年金の加入手続を行い、加入時からの国民年金保険料を納付したが、領収書は残っていない。

私が所持する年金手帳には、昭和 55 年 7 月 1 日加入と記入してもらっているのに、申立期間の納付記録が未納となっているので、申立期間の納付記録が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの期間については、A 市 B 区が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿において、申立人が同年 1 月 12 日に同区役所に来庁したこと、及び加入後の国民年金保険料は、加入手続を行った同年 1 月から納付する旨を申し出たことを示す記載が認められる。

また、A 市 B 区役所は、申立期間当時、同区役所の窓口において、国民年金加入者に対し、現年度納付期限の納付書を発行していたと回答している。

さらに、オンライン記録により、申立人は、昭和 57 年 1 月に国民年金加入後、同年 1 月から同年 3 月までの期間を除き、国民年金保険料を全て納付しており、申立人の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる上、当該期間は 3 か月と短期間であることを考慮すると、申立人が国民年金の加入手続時に A 市 B 区役所の窓口において、同年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料の納付書の交付を受け、当該納付書により当該期間の国民年金保険料を納付したと考えることが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和 55 年 7 月から 56 年 3 月までの期間について

は、国民年金手帳記号番号払出簿、オンライン記録上の国民年金被保険者記録及び前述の被保険者名簿において、申立人の国民年金手帳記号番号が 57 年 1 月 12 日に払い出されていることが確認でき、当該時点において、既に現年度納付の納期限を経過していることから、A 市 B 区役所の発行する納付書によって国民年金保険料を納付することができない期間であり、当該期間の国民年金保険料は、過年度納付の方法により納付は可能とも考えられるものの、申立人においては、同区役所の窓口で当該保険料を納付したとの記憶を有するのみで、社会保険事務所（当時）から納付書の発行を受けて一括納付したとの供述は無い上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から同年 12 月までの期間については、現年度納付が可能と考えられるものの、前述の被保険者名簿において、申立人が 57 年 1 月の国民年金保険料から納付する旨の申出を行ったことが記録されていることを踏まえると、申立人は当該月以降の国民年金保険料を納付する意思を有していたものとするのが自然である。

さらに、申立人が、申立期間のうち、昭和 55 年 7 月から 56 年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から同年9月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年4月から同年9月まで

私は、平成9年7月に国民年金に加入したが、加入当時は、大学生であったため、母が大学の前期・後期授業料の領収書を添付して国民年金保険料の免除申請を行ってくれていた。

その後、私の納付状況を記載したはがきが届き、申立期間が未納の記録となっていることが分かったが、申立期間は、国民年金保険料の免除を受けていたはずである。

申立期間を国民年金保険料の免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿により、申立人は職権適用により国民年金被保険者資格を取得したこと、及び同年8月28日に免除申請手続が行われ、平成9年度の国民年金保険料の免除が認められていることが確認できる。

また、申立人は、「当時は学生であり、申請免除の手続は母が行っていたはずである。」と供述しているところ、申立人の母親は免除申請をした場所、時期、添付した資料名及び当時の状況を鮮明に記憶しており、その供述内容に不自然さはみられない。

さらに、申立期間は6か月と短期間である上、申立期間の前後の期間は申請免除期間となっていること、及び申立人の母親の供述内容から、申立人及びその母親は、国民年金保険料の免除の必要性を強く認識していたことが推認できることから、申立期間のみ失念して免除申請書の提出が遅れたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料について免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 6 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 6 月から 62 年 3 月まで

結婚後、夫の会社から被扶養配偶者が国民年金に加入しているかどうかを確認するようとの案内があったので、A市B区役所で確認すると、私が会社を退職し結婚するまでの期間の国民年金保険料が未納となることが判明し、その後、同期間についての納付書が送られてきたので、一括して納付した。当時は若かったし、会社を辞めたときに国民年金の加入手続をしなければならないということも知らなかったので、その未納の額の大きさに驚いて、実家の母に、なぜ教えてくれなかったのかと電話したことを憶えている。

その後、どれだけたってからはよく憶えていないが、再度、1か月分の国民年金保険料の納付書が送られてきたので、不審に思ったが、国がやることなので間違いは無いと思って納めた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人の国民年金の加入手続は昭和 63 年 5 月 25 日に行われ、その際、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 61 年 6 月に遡って国民年金の第 1 号被保険者資格取得及び申立人が婚姻した 62 年 5 月に第 3 号被保険者への種別変更の手続が取られていることが確認できると共に、オンライン記録では、社会保険事務所（当時）における上記第 3 号被保険者該当の処理が 63 年 6 月 10 日に行われていることが確認できることから、同事務所では、申立期間の国民年金保険料が未納であることを把握していたものと考えられ、申立人に対し過年度納付書が発行されていたも

のと考えられる。

また、納付書に記載されていた額の大きさに驚いて、会社を退職した際に国民年金に加入しなければならなかったことをなぜ教えてくれなかったのかと、実家の母親に電話をしたという申立人の記憶は具体的である上、申立人は、再度1か月分の国民年金保険料の納付書が送られてきたので、不審に思ったが納付したと供述しているところ、申立人が所持する領収証書により、申立期間直後の昭和62年4月の国民年金保険料が過年度納付されていることが確認でき、申立人の供述内容に不自然さは見られないことから、申立期間については過年度納付されていたものとするのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和22年3月1日、資格喪失日に係る記録を23年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年1月1日から21年4月1日まで
② 昭和22年3月1日から同年4月1日まで
③ 昭和22年8月1日から23年2月1日まで

A社に昭和9年10月に入社し、42年8月に退職するまでの期間に継続して勤務し、申立期間を含む勤務期間について永年勤続表彰も同社から受けた。厚生年金保険の被保険者期間に空白があるのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③については、A社が保管する労働者名簿の記録及び同社の回答などから判断すると、申立人は、申立事業所に継続して勤務し（昭和22年3月1日にA社C事業所から同社B工場に異動、23年2月1日に同社B工場から同社D事業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和22年4月及び同年7月のA社B工場の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、申立期間②及び③のいずれも600円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付しているとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得

ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①については、A社が保管する労働者名簿の記録から、申立人は、申立事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者記録が記載されているページの前後10ページの被保険者135人のうち、29人が申立人と同日の昭和20年1月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失しており、このうち10人は、申立人と同日の21年4月1日に、5人は同年7月1日に同社C事業所において同資格を再度取得していることが確認できるところ、A社は、「理由は不明であるが、当該従業員はいずれも雇用を継続したまま、一旦、厚生年金保険被保険者の資格を喪失させた可能性があり、同資格の喪失時には厚生年金保険料を給与から控除していないことも考えられる。」と回答している。

また、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成12年7月は30万円、同年8月及び同年9月は38万円、同年10月は41万円、同年11月及び同年12月は38万円、13年1月及び同年2月は41万円、同年3月は47万円、同年4月から同年12月までは38万円、14年1月から同年5月までは41万円、同年6月から同年12月までは38万円、15年1月から同年6月までは36万円、同年7月から19年8月までは34万円、同年9月から同年12月までは36万円、20年1月から同年8月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年7月3日から20年9月1日まで

年金事務所に標準報酬月額の記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給総額より低い金額で記録されていることが分かった。

申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書、預金取引明細記録及び預金通帳の写し、並びにA社が提出した賃金台帳等において確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額から判断すると、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給

付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成12年7月は30万円、同年8月及び同年9月は38万円、同年10月は41万円、同年11月及び同年12月は38万円、13年1月及び同年2月は41万円、同年3月は47万円、同年4月から同年12月までは38万円、14年1月から同年5月までは41万円、同年6月から同年12月までは38万円、15年1月から同年6月までは36万円、同年7月から19年8月までは34万円、同年9月から同年12月までは36万円、20年1月から同年8月までは38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料額の算出及び控除について不明としているものの、申立事業所が保管する平成15年9月、16年9月、17年9月、18年9月及び19年9月の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書において、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う報酬月額が届け出られていることが確認できる上、当該事業所が提出した申立人に係る賃金台帳等により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が当該期間の全ての期間について一致していないことから判断すると、事業主は賃金台帳等で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和45年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月21日から同年9月21日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

A社本社及び同社営業所間の異動はあったものの、雇用保険の被保険者記録のとおり、昭和42年3月21日に同社に入社してから平成3年10月20日に退職するまでの期間において継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる当時の上司を含む8人の同僚の供述、及び同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる申立人を記憶する同僚一人の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務（A社本社から同社C営業所に異動）していたことが認められる。

なお、異動日については、上記8人の同僚のうち一人は、「申立人は、A社C営業所における私の後任であった。」と供述しているところ、前述のA社C営業所に係る被保険者名簿により、同人は、申立人がA社本社から同社C営業所に異動したとする昭和45年6月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立人の妻が保管する、申立人が同社C営業所

から婚姻前の妻に宛てた手紙には、同年7月25日、同年8月21日、同年9月17日の消印が押されていることが確認できることなどから判断すると、同年6月21日とすることが妥当である。

また、上記8人の同僚のうち6人は、「A社は、従業員を厚生年金保険に加入させていた。」と供述し、このうち同社C営業所において経理事務を担当していたとする同僚一人は、「申立期間当時、申立人のみ厚生年金保険料を給与から控除しないということは無い。」と供述している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和45年9月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、当時の資料が保管されておらず不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を110万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月15日

申立期間において、A事業所から110万円の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した平成16年7月15日に支給された賞与に係る給与支給明細書により、申立人は、申立期間において、標準賞与額（110万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年10月12日に、申立人の申立期間に係る標準賞与額について誤った金額を記載して届け出たとして申立てに係る賞与支払訂正届を提出したことが確認できる上、申立期間に係る厚生年金保険料については、過小な金額の納付であったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成7年11月から8年9月までは30万円、同年10月から11年9月までは28万円、14年8月から同年12月までは28万円、15年1月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年11月1日から11年10月1日まで
② 平成14年8月1日から15年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間における標準報酬月額が実際の給与支給額に比べて低い金額で記録されている。保管している申立期間の給与明細書を提出するので、申立期間における標準報酬月額の記録を実際の給与支給額に見合うものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する平成7年11月、8年2月、同年4月から同年12月までの期間、9年2月から10年3月までの期間、同年5月から同年8月までの期間、同年12月から11年2月までの期間、同年4月から同年8月までの期間、14年10月から15

年1月までの期間、同年3月及び同年4月に係る給与明細書において確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額から判断すると、申立期間①については、7年11月から8年9月までは30万円、同年10月から11年9月までは28万円、申立期間②のうち14年8月から同年12月までは28万円、15年1月は30万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は、「当社は既に破産手続廃止の決定が確定しており、申立期間当時の関連資料は無いため、申立内容を確認することができないが、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出及び保険料の納付を行ったと思われる。」と回答していることから、事業主は、給与明細書で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間②のうち、平成15年2月については、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人が給与明細書を所持し、報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる月において、その額はそれぞれ変動していることから判断すると、申立人が給与明細書を所持しない当該期間の厚生年金保険料の控除額は推認し難い。

また、元事業主は当該期間に係る関連資料は保管していないと回答しており、ほかに申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 さらに、申立期間②のうち、平成15年3月及び同年4月については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額（24万円）とが一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和57年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月31日から同年8月1日まで

昭和57年7月末日までA社C営業所に勤務し、同年8月1日に同社本社に転勤になったが、同年7月の厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が提出した申立人に係る社内歴（人事記録）及び昭和57年7月分の給与明細書により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和57年8月1日にA社C営業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が昭和57年7月31日を申立人に係る資格喪失日として届け出たことが確認できることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年7月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年11月30日から同年12月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が提出した平成19年11月の給与支払明細書、並びにA社が提出した社員名簿及び19年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳等から判断すると、申立人は申立期間において同事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した平成19年11月の給与支払明細書及び申立人のA社における同年10月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日について間違った日付を届け出たことを認めている上、事業主が資格喪失日を平成19年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年11月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成9年4月1日から10年2月17日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月1日から10年2月17日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額に見合う報酬月額と異なっているため、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録においては、当初、A社における申立人の平成9年4月1日から10年2月17日までの期間の標準報酬月額が、28万円と記録されていたところ、申立事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成10年2月17日）の後の同年2月25日付けで、当該期間における標準報酬月額が9年4月1日に遡って19万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡しているところ、滞納処分票によれば、平成8年4月から10年1月までの期間において、厚生年金保険料等の納付について申立事業所と社会保険事務所とが折衝している記録が確認できるほか、オンライン記録から、申立人と同様に、同年2月25日付けで、標準報酬月額が遡って引き下げられている複数の者が確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は無く、当該期間における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た28万円とすることが必要である。

一方、申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成5年6月1日から9年4月1日までの期間については、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できない上、申立人が提出した同年1月及び同年2月に係る給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額より低くなっていることなどから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和46年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和20年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月31日から46年1月1日まで

昭和46年1月1日にA社C営業所から同社D営業所に異動した時の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が提出した申立期間に係る給与明細書及びA社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年1月1日にA社C営業所から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書を検証すると、申立事業所においては翌月控除方式により給与から厚生年金保険料の控除が行われていることが認められるところ、申立人が提出した昭和46年1月25日支給の給与明細書の保険料控除額及び45年11月のA社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、B社は、「根拠となる資料等が無いので、不明である。」と回答しているものの、事業主が資格喪失日を昭和 46 年 1 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを 45 年 12 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和33年4月1日にA社に入社し、平成5年10月31日に定年退職するまでの期間に継続して勤務してきたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が提出した申立人に係る人事記録及びA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和38年4月1日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和38年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、当時の資料は保存されておらず不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和38年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、

事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成12年6月及び同年7月は34万円、同年8月から同年12月までは36万円、13年1月は34万円、同年2月及び同年3月は36万円、同年4月は34万円、同年5月から14年1月までは36万円、同年2月から同年8月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年6月1日から16年1月1日まで

A社に勤務し、当時の給与明細書を所持しているが、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額に比べて低い金額で記録されているので、申立期間における標準報酬月額の記録を実際の給与支給額に見合うものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成12年6月から14年8月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した12年6月から同年8月までの期間、同年10月から13年5月までの期間、14年1月及び同年8月に係る給与明細書において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料額を事業主により給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに

見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成 12 年 6 月及び同年 7 月は 34 万円、同年 8 月から同年 12 月までは 36 万円、13 年 1 月は 34 万円、同年 2 月及び同年 3 月は 36 万円、同年 4 月は 34 万円、同年 5 月から 14 年 1 月までは 36 万円、同年 2 月から同年 8 月までは 34 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出を行った。」と回答している上、給与明細書により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書から確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、平成 14 年 9 月から 15 年 4 月までの期間及び同年 8 月から同年 11 月までの期間については、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

- 3 申立期間のうち、平成 15 年 5 月から同年 7 月までの期間及び同年 12 月については、当該期間に係る給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月から7年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月から7年2月まで

申立期間当時は学生であり、母がA市役所で、私の国民年金の加入手続きを行い、私が就職するときに厚生年金保険に加入するため、私に年金手帳を手渡したことを、母が記憶している。また、母は、今まで一度も年金加入や保険料納付について督促されたことは無く、申立期間の国民年金保険料は、母名義の金融機関の口座振替により納付しているはずであると言っているが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、平成9年1月1日に付番されており、それ以前に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、A市役所の「国民年金届出履歴」において、13年3月21日に申立人に係る国民年金加入の届出がなされ、6年10月に遡って国民年金被保険者資格を取得した旨の記録が確認でき、この時点においては、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料納付に関与しておらず、これらの手続きなどを行ったとする申立人の母親は、申立人が平成7年3月に就職するときに年金手帳を申立人に手渡したと主張しているところ、申立人は、当該手帳を所持しておらず、母親から受け取ったかどうかの記憶も定かでない。

さらに、申立人の母親は、申立人の国民年金保険料は金融機関の口座振替によって納付していたと主張しているところ、当該金融機関の預金取引明細においては、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付をうかがわせる記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から6年3月まで

平成元年4月から病院に勤務しながら、専門学校に在学していた。勉強が忙しくなり、パートタイム勤務となったため、同年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、その後、同年12月末に退職し、その際病院から年金手帳を受け取った。

平成6年1月から同年3月頃までの間に国民年金保険料の納付書が送られてきたので、収入がなく困ったが、一括納付したと記憶している。当時、国民年金の加入手続を行った記憶は無く、そもそも、厚生年金保険被保険者の資格の喪失と同時に自動的に国民年金に加入すると思っていた。国民年金保険料を納付したことを証明するものは現在所持していないが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金の加入手続を行った記憶は無いと供述している上、平成9年1月23日に基礎年金番号が付番される前に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であったと考えられる。

また、申立人は、平成6年1月から同年3月頃までの間に国民年金保険料の納付書が送られてきたので、一括納付した記憶があると供述しているが、当時、居住していたA市は、国民年金の未加入者に国民年金保険料の納付書を発行することは考え難いと回答しており、同市において、申立人に係る国民年金の記録は見当たらず、申立人に基礎年金番号が付番された時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から同年3月まで

平成6年3月頃に母がA市役所へ行き、私の国民年金の加入手続きを行って、同年4月以降の国民年金保険料を口座振替により納付する手続きを行うとともに、申立期間の国民年金保険料を同市役所の窓口で納付したと母から聞いている。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が平成6年3月頃にA市役所において、申立人の国民年金の加入手続きを行うとともに、申立期間の国民年金保険料を同市役所の窓口で納付したと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の記号番号の払出時期から、同年7月頃に払い出されたと推認され、申立期間については、過年度納付によるほかに国民年金保険料を納付できない期間であるが、同市役所は、「過年度の国民年金保険料は市役所の窓口では収納できなかった。」と回答している上、申立人及びその母親が過年度納付を行ったことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の母親は、「A市役所で息子の国民年金の加入手続きを行うとともに、平成6年4月からの国民年金保険料を口座振替により納付する手続きを行った。」と供述しているが、オンライン記録により、平成6年4月から同年7月までの国民年金保険料については同年12月6日に遡って納付されていることが確認でき、A市役所は、「申立期間当時、本市では、国民年金保険料を遡って口座振替により納付することはできなかった。」と回答している上、申立人の国民年金保険料が同年8月から毎月定期的に納付されていることが確認できることを踏まえると、口座振替による納付を同年8月から開始

したと考えられる。

さらに、申立人の母親は、「申立期間の国民年金保険料を市役所の窓口でまとめて納付したが、まとめて納付したのはこの1回しかない。」と供述しているところ、前述のとおり、オンライン記録により、申立期間直後の平成6年4月から同年7月までの国民年金保険料が同年12月6日にまとめて納付されていることが確認でき、申立人の母親の供述とは一致しない。

加えて、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 2269（事案 93 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から 42 年 3 月まで

昭和 42 年 7 月に、国民年金加入の件で A 市 B 区役所の女性職員が自宅を訪れた時に、36 年 4 月から 42 年 3 月までの期間における夫婦二人分の国民年金保険料として 2 万数千円を納付し、同職員から仮領収証を受け取った記憶があるが、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

このため、年金記録確認第三者委員会に夫婦二人の年金記録の訂正を求めたところ、年金記録の訂正が認められなかった。

今回、新たな関連資料等を見付けることはできなかったが、前回の申立期間のうち、厚生年金保険の脱退手当金の支給対象となっているとされた期間と重複していない昭和 39 年 1 月から 42 年 3 月までの期間を申立期間として再度申立てを行うので、再度調査の上、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの期間に係る申立てについては、

i) 申立人が一緒に納付したとする申立人の亡夫の国民年金保険料も、申立期間の大半は未納（一部期間については厚生年金保険加入期間）となっていること、ii) 申立人は、42 年 7 月に、A 市 B 区役所職員が自宅を訪れた際、申立期間に係る亡夫と自身の二人分の国民年金保険料 2 万数千円を、申立人が現金で納付したと申し立てているが、この時点で、申立期間の半分以上は時効により納付できない期間であるとともに、当時は特例納付が実施されていた時期でもないこと、iii) 当時、A 市において、職員が戸別訪問して過年度の国民年金保険料を徴収することは行っていないこと、iv) 社会保険庁（当時）の記録によると、申立人の厚生年金保険加入期間（昭和 31 年 2 月から 38 年 12 月まで

の期間)に係る脱退手当金の支給を 39 年 6 月に受けていることが確認でき、当該脱退手当金の支給対象となった期間のうち、36 年 4 月から 38 年 12 月までは国民年金保険料を納付することはできないにもかかわらず、支給された脱退手当金を申立期間の国民年金保険料の納付に充てたとする申立人の主張は不合理であることなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 5 月 1 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の申立期間のうち、厚生年金保険の脱退手当金の支給対象となっているとされた期間を除く昭和 39 年 1 月から 42 年 3 月までの期間を申立期間として、再度、「申立期間の国民年金保険料は間違いなく納付したはずである。」と申し立てているものの、申立人から年金記録の訂正につながる新たな資料及び事情が得られず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から51年3月まで

申立期間当時、私は、両親と同居していたが、両親は、申立期間以前から60歳に到達して国民年金被保険者資格を喪失するまでの間の国民年金保険料は全て納付している。

両親は、夫婦二人の国民年金保険料と共に私の国民年金保険料についても納付していたはずであり、私のみ国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びA市の国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年4月15日に払い出され、同時期に申立人の国民年金被保険者資格が20歳到達日に遡って取得されていることが確認でき、当該払出時点において、申立期間のうち、43年4月から48年12月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間のうち、49年1月から50年3月までの期間は、現年度納付の納期限を経過しているため、A市が発行する納付書では納付できない期間であり、申立人においてその後の特例納付実施時期等に一括納付したとの主張も無く、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の両親のうち、父親は既に死亡し、母親も高齢のため申立期間当時の具体的状況を供述できないことから、申立人の国民年金の加入状況及

び保険料の納付状況等は不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から同年 9 月まで
社会保険事務所（当時）から国民年金保険料納付勧奨状が届き、未納であった申立期間を含めた 15 か月分の国民年金保険料を一括納付した。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金保険料納付勧奨状が届いたため、未納保険料 15 か月分を納付した。」と主張しているところ、国民年金法では、保険料は、納付すべき時期から 2 年を経過して徴収することができないことを定めており、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 62 年 1 月に払い出されていることが確認できることから、当該払出時点において、申立期間は、時効により納付することができない期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する昭和 62 年 3 月 11 日に作成された「国民年金保険料納付勧奨状」に記載されている納付勧奨対象期間は、上記払出時点で時効が完成していない 60 年 1 月から同年 3 月までの期間（昭和 59 年度）及び同年 4 月から 61 年 3 月までの期間（昭和 60 年度）の計 15 か月であり、申立期間の国民年金保険料は、納付勧奨対象となっていないこと、及びオンライン記録により、納付勧奨対象である 15 か月の国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できることを考慮すると、申立人が一括納付したとする申立期間の国民年金保険料は、時効により納付できなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から56年3月まで

父は昭和54年8月に役所を退職後、故郷のA市に移り住んだ。その当時母は病気で入院しており、父だけでは母の看病が大変だったので、当時、B市及びC市に居住していた私と妹が相談の上、数か月間交替で父の元に来て、家事や母の介護を担当した。

その際父は、二人の親孝行に報いて、国民年金に加入していない私と妹のために国民年金の加入手続を行い、未納となっている期間の国民年金保険料を納付してくれた。

ところが、納付記録を見ると、一緒に国民年金保険料を納付していた妹は保険料が納付済みとされているのに対し私は国民年金に未加入とされている。父は、私の国民年金の加入手続も行い、保険料も二人分を納付しているはずであり、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、申立人とその妹の国民年金加入手続を、同時に行ったと主張しているものの、国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の妹の記号番号は、昭和54年11月にA市で払い出されていることが確認できるが、申立人については記号番号が払い出された事跡は見当たらず、ほかに申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の妹については、提出された領収証書により、昭和52年5月から56年3月までの国民年金保険料が特例納付1回、過年度納付1回及び現年度納付3回によって納付され、これらの納付は、D郵便局、E銀行F支店及びG信用金庫H支店で行われていることが確認できるところ、申立人は、申立

人の国民年金保険料もその妹の保険料と同時に納付していたと供述しているが、納付形態や納付場所が異なる5回の納付が行われているにもかかわらず、その全てについて記録管理が不備となることは通常考え難い。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から 59 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月から 59 年 6 月まで

私は、申立期間当時大学生であったが、卒業後、学生期間を含めた国民年金保険料の請求が来たので、母が一括して保険料を納付した。

また、大学卒業後は国民年金保険料をきちんと納付しており、申立期間当時の保険料も間違いなく納付したはずなので申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 10 月に A 市で払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により、国民年金保険料を遡って納付することができない期間である。

また、オンライン記録では、国民年金手帳記号番号の払出後の昭和 61 年 12 月に、申立期間直後の 59 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料が納付され、その後、この時点で既に時効であることが確認された 59 年 7 月から同年 9 月までの保険料が還付されていることが確認されることから、申立期間の保険料は時効のため、遡って納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月まで

私たち夫婦は、同時に国民年金に加入し、国民年金保険料については、全て私が夫婦二人分の保険料を納付していた。保険料は、初めの頃は店に来ていた集金人に納付し、その後はA銀行B支店の担当者に3か月ごとに納付していた。

申立期間について、夫は国民年金保険料が納付済みになっているのに、私は未納になっており、逆に、昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの保険料については、私は納付済みになっているのに、夫は未納になっている。

常に私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 2 月頃に夫婦連番で払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の所持する国民年金手帳、C市D区の国民年金被保険者名簿、特殊台帳及びオンライン記録のいずれにおいても、申立期間の国民年金保険料は未納とされていることが確認できる。

また、申立人夫婦の国民年金手帳によると、申立人の夫の昭和 41 年度国民年金印紙検認記録欄には、昭和 42 年 4 月 4 日に国民年金保険料が一括納付されたことを示す検認印が押されているのに対し、申立人の同欄には検認印が押されていない上、申立期間直後の同年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料が申立人の夫が一括納付した同一日に納付されていることが確認できることから、申立人が国民年金保険料の納付を始めたのは同年 4 月からであると考えられる。

さらに、申立人は、昭和 47 年 6 月 23 日に 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料を特例納付しており、この特例納付によって、60 歳到達時点で老齢年金の受給に必要な納付済月数を満たすことから、特例納付した時点で申立人は、申立期間の保険料が未納であることを認識していたものと考えられる。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人の夫の申立期間における国民年金保険料が納付済みとされている点については、申立人の夫は、このまま 60 歳まで納付したとしても老齢年金の受給に必要な納付済月数 240 月に 16 月不足することから、その時点において、集金人に現年度納付することができる申立期間の国民年金保険料を一括納付し、その後、昭和 47 年 6 月 23 日に、老齢年金の受給資格を得るため 36 年 4 月から 37 年 3 月までの保険料を特例納付したものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで

私たち夫婦は、同時に国民年金に加入し、国民年金保険料については、全て妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。保険料は、初めの頃は店に来ていた集金人に納付し、その後はA銀行B支店の担当者に3か月ごとに納付していた。

申立期間について、妻は国民年金保険料が納付済みになっているのに、私は未納になっており、逆に、昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月までの保険料については、私は納付済みになっているのに、妻は未納になっている。

常に妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 2 月頃に夫婦連番で払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の所持する国民年金手帳、C市D区の国民年金被保険者名簿、特殊台帳及びオンライン記録のいずれにおいても、申立期間の国民年金保険料は未納とされていることが確認できる。

また、申立人夫婦の特殊台帳及び前述の被保険者名簿等によると、申立人は、昭和 47 年 6 月 23 日に 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料を特例納付、その妻は同一日に 36 年 4 月から 38 年 3 月までの保険料を特例納付していることが確認でき、これらの記載内容に不自然な点は見当たらない。

さらに、特例納付された期間が夫婦で異なる点については、申立人の妻は、60 歳まで国民年金保険料を納付したとしても、老齢年金の受給に必要な納付済月数 300 月に 15 月不足することから、24 か月分の保険料を特例納付し、申

立人は、同様に、老齢年金の受給に必要な納付済月数 240 月に 4 月不足することから、12 か月分の保険料を特例納付したものと推認される。

加えて、申立人及びその妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 9 月までの期間及び平成 2 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月から同年 9 月まで
② 平成 2 年 3 月

私は、公務員の採用試験に合格したことを機に、平成 3 年 2 月頃、A 市役所へ行って国民年金の加入手続をし、未納とされている国民年金保険料の全てを一括で納付した。納付した保険料額は数十万円だったと記憶している。

A 市役所の職員からは、「これで今までの未納分は終了です。」と言われたことを記憶している。

1 回で全ての未納期間の国民年金保険料を納付したのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 11 月に A 市で払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、同市の国民年金被保険者名簿では、記号番号が払い出された時点で遡って納付することが可能な、申立期間直後の昭和 62 年 10 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できることから、申立期間①については、時効のため、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間②については、申立人は、平成 2 年 3 月 27 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 4 月 4 日に同資格を再取得するまでの間に、国民年金の加入手続をした記憶は無いとしており、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録においても当該期間の加入手続が行われた事跡は見当たらないことから、当該期間は国民年金の未加入期間となり、保険料を納付すること

はできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで
年金手帳に、私が国民年金の被保険者になった日として、平成3年4月と記載されているので、この日から国民年金に加入している。この当時は学生で収入が無かったので、両親が私の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付をしてくれたと思う。

その当時、実家より離れて下宿していたが、住民票は、実家のあるA県B町に残していたと記憶している。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年11月に払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、この時点では、申立期間は時効のため国民年金保険料を遡って納付することができない期間である。

また、改製原戸籍附票によると、申立期間中の申立人の住所地は、C市であることが確認できることから、申立期間当時、申立人の両親がB町で申立人に代わって国民年金の加入手続を行うことはできず、国民年金保険料の納付もできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の両親は、保険料の納付等についての記憶は定かではなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 1 日から 42 年 11 月 1 日まで

日本年金機構から、脱退手当金の受給の有無を確認するためのはがきを送られてきて、A社B営業所に勤務していた厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金を受け取っていることになっていることが分かった。当時、脱退手当金という制度も知らなかったし、受給した記憶も全くないので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人のA社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されている上、厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立期間の脱退手当金に係る支給対象期間、支給額及び支給年月日が記載され、オンライン記録と符合しているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社は、当時は脱退手当金の説明を行い、事業主による代理請求を行っていたと思われる旨を回答しているところ、前述の被保険者名簿において脱退手当金の受給記録が確認できる複数の女性被保険者は、事業主を通じて脱退手当金を受領した旨を供述しており、事業主による代理請求がなされていた可能性がうかがえる上、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の氏名は、昭和44年4月9日に婚姻後の現在の姓への氏名変更の処理が行われていることが確認でき、申立期間の脱退手当金が同年4月8日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて申立人の氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月 1 日から 38 年 6 月 15 日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、A社B営業所（昭和 37 年 7 月に A社C営業所に名称変更）における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

しかし、私が最後に勤務したD社に係る脱退手当金については、受給した記憶があるものの、A社B営業所に係る脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、脱退手当金の支給対象期間の最終事業所であるD社と申立期間に係るA社B営業所の両被保険者期間を合算した期間の脱退手当金が支給された記録になっているところ、申立人が脱退手当金受給の手続を認めているD社の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立事業所の厚生年金保険被保険者記号番号と異なる記号番号で管理されており、記号番号が相違する厚生年金保険被保険者期間の脱退手当金を合算して支給する場合には、あらかじめ一方の記号番号に重複取消処理を行う必要があり、申立人のD社に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、申立期間を含む脱退手当金の請求時に当該記号番号の重複取消処理を行ったことを推認できる記載が認められる。

また、厚生年金保険の脱退手当金は、本人又は本人から委任を受けた事業主が脱退手当金裁定請求書に請求時までに参加した全ての厚生年金保険被保険者期間又は事業所名等の必要事項を記載した上で請求し、それに基づき社会保険事務所（当時）において裁定処理を行い、原則として請求時までの全ての厚生年金保険被保険者期間を対象として支給されるものであるところ、申立人の

当該脱退手当金の支給時点において、複数の未請求の厚生年金保険被保険者期間が存在するものの、未請求期間はそれぞれ短期間であり、申立人はこれらの未請求期間に厚生年金保険に加入していたことは知らなかったと供述している上、厚生年金保険被保険者記号番号がそれぞれ異なっていることから被保険者期間が未請求となっていることに事務処理上の不自然さはうかがえない。

さらに、両事業所の被保険者期間を合算した期間の脱退手当金支給額に計算上の誤りは無く、最終事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約3か月後の昭和43年10月18日に両事業所分が併せて支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さは見られない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月 21 日から同年 5 月 1 日まで

「厚生年金受給者便」を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

私が所持する給与明細書により、申立期間においても厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成 9 年 4 月分の給与明細書及び A 社が提出した「平成 9 年 4 月分給与支給・控除一覧表」により、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録により、申立人の A 社における離職日は平成 9 年 4 月 20 日であることが確認でき、この記録は厚生年金保険の被保険者記録と符合している上、オンライン記録により、申立人が同年 4 月 21 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失したことに伴い、同年 4 月 22 日に健康保険被保険者証を返納した旨記録されていることが確認できる。

また、A 社が提出した「総勘定元帳」及び「補助元帳」により、平成 9 年 4 月分の給与から控除されている健康保険料及び厚生年金保険料の合計額と一致する金額が、同年 5 月 28 日付けで社会保険料戻し分として申立人に返戻されていることが確認できるところ、同社は、「厚生年金保険料が返金されていることから、申立人は平成 9 年 4 月末日までの期間は勤務していなかったものと思われる。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間に係る勤務について明確に記憶していない上、

同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

これらを総合的に判断すると、申立人は平成9年4月20日にA社を退職し、同年4月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したものの、事業主の事務処理の誤りにより、同年4月分の厚生年金保険料を給与から控除されたものと考えられる。

一方、厚生年金保険法では、第19条において、「被保険者期間を計算する場合には月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第14条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成9年4月21日であり、同年4月は厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において当該事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3223（事案 2678 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 12 月 1 日から 33 年 8 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が、同社に勤務を開始した時期と相違していることが分かったので、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったところ、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認められないとの通知を受けたが、納得できない。

今回、新たな資料等は提出できないが、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人がA社に勤務していたことはうかがえるものの、i) 適用事業所名簿によれば、A社は平成 12 年 11 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができないこと、ii) 前述の被保険者名簿において、上記複数の同僚のうち、昭和 31 年 4 月に入社したとする同僚一人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は 32 年 4 月 1 日であることが確認できる上、申立人と同日の 33 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している別の同僚一人のA社における雇用保険被保険者資格の取得日は 31 年 7 月 8 日であることが確認できることなどから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていた

とは限らない事情がうかがえることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 9 月 16 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上記通知に納得できないとして再申立てを行っているが、申立人から年金記録の訂正につながる新たな資料及び事情が得られず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 16 日から同年 7 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。

申立期間は、A 公社 B 支社 C 事業所（現在は、D 社）に臨時雇用員として採用され、E 事業所で勤務していた期間であり、当時の臨時雇用員就労カード、就労日報及び履歴書（人事記録）を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した臨時雇用員就労カード及び履歴書から判断すると、申立人は、昭和 49 年 4 月 16 日に A 公社 B 支社 C 事業所に臨時雇用員として採用され、申立期間において申立事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、臨時雇用員就労カードに記載されている厚生年金保険及び雇用保険の各被保険者記号番号は、A 公社 B 支社 C 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び雇用保険の被保険者記録に記載されている被保険者記号番号とそれぞれ一致する上、雇用保険の被保険者記録により、申立人の雇用保険被保険者資格の取得日は、昭和 49 年 7 月 1 日であることが確認でき、当該記録は、上記被保険者名簿とも一致しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、前述の被保険者名簿において、申立人と採用月が同じ昭和 49 年 4 月に A 公社 B 支社 C 事業所に採用され、申立人と同様に E 事業所で勤務したとする同僚 4 人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人と同日の同年 7 月 1 日であることが確認できる上、申立人より遅れて同年 6 月頃に A 公社 B 支社 C 事業所に採用され、申立人と同じ職場に勤務し、同じ職種であったとする同

僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年9月1日であることが確認できることなどから判断すると、当時、申立事業所では、臨時雇用員について必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 6 月 1 日から 53 年 10 月 11 日まで
公共職業安定所の紹介で、昭和52年6月1日にA社（現在は、B社）に入社し、同社C営業所長として赴任した。

A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の事業主は、申立人の入社日を不明と回答しているところ、申立事業所に入社時に申立人に対し業務指導を行ったとして、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日である昭和 53 年 10 月 11 日以前には入社していた。当地の『Dまつり』に申立人と一緒に参加したのを憶えている。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間のうち、少なくとも同社に入社時期と推認される昭和 53 年 4 月頃には、申立事業所に在籍していたことが推認できる。

しかしながら、前記の事業主は、「採用した従業員によっては試用期間があり、その期間中は厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答しているところ、申立人が名前を挙げた複数の同僚も試用期間があったと供述しており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該同僚が供述する試用期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、申立人は申立期間当時の給与額が 10 万円であったと供述しているところ、前述の被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者資格の取得時の標準報酬月額が 15 万円であることが確認でき、申立人が主張する申立期間当時の給与額より 5 割増となっており、これについて、申立人の入社時に申立人に業務指導をしたとする上記同僚は、「試用期間が終了したといった理由しか思

いつかない。」と供述していることなどから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立事業所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届、健康保険被扶養者届及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書に記載されている厚生年金保険被保険者資格の取得日は、前述の被保険者名簿及びオンライン記録とも一致している。

加えて、前記の事業主は、「厚生年金保険被保険者資格の取得に関する届出を行っていないければ、給与から厚生年金保険料を控除するはずはない。」と回答している上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 8 月 1 日から 51 年 3 月 1 日まで
② 昭和 56 年 2 月 1 日から 57 年 3 月 1 日まで

申立期間①においては、A市B区に所在していたC社に勤務し、申立期間②においては、D市に所在していたE社に勤務した。当時は、新聞の求人広告欄を見て社会保険が適用されている事業所に求職の応募をしていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、元事業主及び同僚の供述並びに雇用保険の被保険者記録（事業所名称は不明）から判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和 50 年 3 月 21 日から同年 9 月 20 日までの期間についてC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）、オンライン記録及び前記の元事業主の回答から、C社が初めて厚生年金保険の適用事業所に該当することになったのは昭和 61 年 4 月 1 日であり、申立期間①において適用事業所に該当していた記録は確認できない。

また、申立人が名前を挙げた当時の同僚二人の記録が、被保険者名簿には見当たらない上、C社は、平成 21 年 8 月 31 日に株主総会の決議により解散し、同年 11 月 25 日に清算終了しており、当時の賃金台帳等の資料は見当たらず、他の複数の同僚に照会したが、申立人に係る厚生年金保険料の控除に関する具体的な供述は得られないことから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間②当時、E社に係る社会保険事務を委託されていたとする社会保険労務士事務所から、当該委託業務を引き継いだ社会保険労務士事務所が保管する健康保険厚生年金保険及び雇用保険の被保険者台帳には申立人の名前は見当たらず、同社会保険労務士事務所は、「当時社会保険事務を委託されていた社会保険労務士事務所から引き継いだ資料では、申立人がE社に在籍した記録が確認できないので、申立期間②において、申立人に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かについては不明である。」と回答している。

また、E社に係る被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間②における健康保険の整理番号に欠番が無く、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、事業主及びF健康保険組合は「申立人がE社に在籍した記録は確認することができず、不明である。」と回答している上、複数の同僚等に照会したが、申立人に係る厚生年金保険の加入状況等に関する具体的な供述は得られないことから、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

年金事務所が記録する標準報酬月額と私が所持している給与明細書の給与総支給額を照合したところ、A社からB社に異動した昭和 63 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの申立期間に係る標準報酬月額が、給与明細書の給与総支給額よりも低い額となっていることが分かった。

給与明細書を提出するので、申立期間について標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書により、申立期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張するとおり、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額となっていることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

B社が加入していたC企業年金基金は、「B社から当基金に届出があった申立期間における申立人に係る標準報酬月額の記録は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。給与明細書の厚生年金保険料欄の金額については、厚生年金保険法に定める基金加入員の厚生年金保険料率で算定した保険料額に、当基金に係る基本掛金率で算出した掛金額が合算されたもの（C企業年金基金の場合、この合算額は、基金に加入していない事業所の一般被保険者に係る厚生年金保険料率で算定した厚生年金保険料額と一致する。）を記載してい

る。」と回答しているところ、前述の給与明細書から推認できる厚生年金保険料の控除額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなど、社会保険事務所（当時）における不自然な事務処理は確認できない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 56 年 12 月頃まで

昭和 46 年 4 月頃から 56 年の終わり頃までの期間において、A 市に所在した「B 事業所」に勤務しており、当該期間に毎年 2 回程度、持病で、健康保険被保険者証を使用して病院に行った記憶がある。

当時 15 歳くらいであり、給与から保険料等を控除されていたか否かについては記憶に無いが、職業訓練施設のようなところからの紹介で「B 事業所」へ入社した。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

適用事業所名簿によれば、申立期間において、申立人が勤務していたと主張する A 市に「B 事業所」という名称を用いた厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、申立期間において、申立人に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない上、申立人は、同僚、上司及び事業主の名前を一人も記憶していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、C県に、「B事業所」という名称を用いた厚生年金保険の適用事業所は、平成4年10月1日に適用事業所に該当することとなった1事業所が確認できるものの、当該事業主から、「私は昭和40年代にA市D町にあったB事業所という店に勤務していたことがあるので、現在の事業所の名称に当該名称の一部を用いたが、A市にあったB事業所は社会保険に加入していなかった。」との供述が得られており、当該事業主について、昭和40年代に、B事業所と確認又は推認できる厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月1日から7年2月22日まで

取締役として勤務していたA社の申立期間に係る標準報酬月額が、申立期間前の標準報酬月額と比べて低く記録されている。当時、私は営業担当として奔走し、経理関係の業務に関わったことはなく、申立期間に係る標準報酬月額が下がっていることを知らなかった。私の標準報酬月額は申立期間前に41万円となってから一度も変更されたことはなかったと記憶している。関係資料等は残されていないが、当時、会社の経営の主導権を握った人物が標準報酬月額の届出書等を改ざんしたとしか考えられないので、申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は所持していない。

また、オンライン記録によれば、平成5年6月に標準報酬月額が20万円に減額処理され、その後同年10月及び6年10月の定時決定においても、同額の20万円で標準報酬月額が決定されており、申立期間前の標準報酬月額に比べて低く記録されているものの、申立人の標準報酬月額の記録は、前述の月額変更及び定時決定の機会において、その都度遅滞なく入力処理されていることが確認できるなど、社会保険事務所（当時）において不自然な事務処理が行われた形跡は確認できない。

さらに、適用事業所名簿によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立人の夫である事業主について、申立人の子の妻は、同人が病気治療中の上、難聴のため聞き取りは困難であると供述してお

り、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、会社の経営の主導権を握った人物が自身の標準報酬月額の届出書等を改ざんしたとしか考えられないと申し立てているが、オンライン記録により、A社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚から聴取しても、申立人の主張を裏付ける供述は得られない。

また、オンライン記録において、申立人は、平成7年3月9日に老齢年金の裁定請求を行い、同年4月6日に老齢年金が裁定されていることが確認できるところ、標準報酬月額が引き下げられた5年6月1日から厚生年金保険被保険者の資格を喪失した7年2月22日までの期間については、標準報酬月額が引き下げられたことにより当該年金の受給要件を充足することとなり、在職中であるため、標準報酬月額20万円に見合う停止率に基づいて、減額された当該年金を受給していることが確認できる。

福岡厚生年金 事案 3230（事案 2501 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月21日から21年9月9日まで
年金記録確認第三者委員会に厚生年金保険の被保険者記録の訂正を求めたところ、一部期間についての被保険者記録の訂正は認められたものの、申立期間についての記録訂正が認められなかった。旧制中学校卒業直後の昭和20年4月にA社（現在は、B社）C事業所で勤務を開始し、申立期間においても途中退職することなく継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B社C事業所が保管する社員台帳に記載されている申立人の勤務期間は、昭和20年4月10日から同年11月20日までの期間及び21年9月9日から22年6月17日までの期間とされている上、申立人が申立期間において勤務していたことを推認できる同僚の供述は得られないなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成22年7月29日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、再申立てに当たり、新たな資料等は提示していない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3231（事案 1567、2054 の再々申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月 1 日から 55 年 3 月 1 日まで

A事業所（現在は、B社）に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、2度にわたり年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、いずれも認められなかった。

今回、昭和 54 年 1 月 4 日付けの表彰状、56 年 5 月 17 日に建築した自宅の写真及び登記簿謄本等を提出するほか、これまでに名前を挙げた当時の事業主らに改めて聴取すれば、申立ての事実が確認できるので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立期間に係る申立てについては、i) A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 54 年 3 月 1 日となっており、同年 3 月 6 日付けで受け付けられていることが確認できること、ii) 申立期間における申立人に係る雇用保険の被保険者記録が確認できないこと、iii) B社では申立人に係る関連資料を保存していないと回答していること、iv) 申立人の同僚 5 人はいずれも申立人の退職時期について、はっきりとした記憶は無いと供述していること、v) オンライン記録によれば、申立人は同年 3 月 1 日に国民年金被保険者の資格を取得し、同年 3 月分の国民年金保険料を納付していることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 11 月 18 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

その後、申立人は同僚からの聴取が不十分であるとして、新たに同僚の名前を挙げて申立期間について再度申立てを行っているが、申立人が名前を挙げた同僚ら 4 人は、いずれも、「申立人の退職時期については、はっきりとした

記憶は無く、当時の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除については分からない。」と供述しており、申立人の主張を裏付ける供述を得ることができないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、平成 22 年 4 月 30 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和 54 年 1 月 4 日付けの表彰状、56 年 5 月 17 日に建築した自宅の写真及び登記簿謄本等を提出するとともに、これまでに名前を挙げた当時の事業主に改めて聴取すれば、申立ての事実が確認できるとして再度申立てを行っているが、申立人が提出した資料では申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できないほか、当時の事業主は、「申立人の退職時期については、はっきりとした記憶は無い。」とこれまでと同様の供述をしており、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3232（事案 1567、2054 の再々申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月 1 日から 54 年 3 月 1 日まで

A 事業所（現在は、B 社）に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していたため、2 度にわたり年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、いずれも認められなかった。

今回、昭和 56 年 5 月 17 日に建築した自宅の写真及び登記簿謄本等を提出するほか、これまでに名前を挙げた当時の事業主に改めて聴取すれば、申立ての事実が確認できるので、再度調査の上、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致している上、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できないこと、ii) B 社では申立人に係る関連資料を保存していないと回答していること、iii) 前述の被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、申立事業所が基本給のみについて標準報酬月額の届出を行うなど実際の報酬月額より低く届け出たことを承知していた旨供述しているほか、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者の資格を取得している同僚の標準報酬月額を確認したところ、申立人とほぼ同様に推移していることから判断すると、申立人の標準報酬月額が特に不自然である事情はうかがえないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 11 月 18 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

その後、申立人は同僚からの聴取が不十分であるとして、新たに同僚の名

前を挙げて再度申立てを行っているが、申立人が名前を挙げた同僚ら4人に聴取したところ、うち二人は、「申立事業所は実際の給与に見合う標準報酬月額より低い標準報酬月額を届け出ていると思う。」、一人は、「給与は歩合制であり、毎月の給与支給額に変動があったが、標準報酬月額は毎月変動しないことなどから、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額より低い標準報酬月額で届出が行われていたと思われる。」、残りの一人は、「当時の厚生年金保険料の控除については分からない。」と供述しており、申立人の主張を裏付ける供述を得ることができないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、平成22年4月30日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和56年5月17日に建築した自宅の写真及び登記簿謄本等を提出するとともに、これまでに名前を挙げた当時の事業主に改めて聴取すれば、申立ての事実が確認できるとして再度申立てを行っているが、申立人が提出した資料では申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できないほか、当時の事業主は、「当時の関連資料は残っていないが、標準報酬月額を算定する時期の関係で標準報酬月額が低くなっていることも考えられ、厚生年金保険料については社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額に基づく保険料額を控除していた。」と供述しており、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 1 日から平成 5 年 7 月 1 日まで
A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与の金額に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額について、B厚生年金基金が提出した申立人に係る加入員適用記録により確認できる標準給与額とオンライン記録は一致している上、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

また、申立人が提出した平成5年6月分の給与明細書では、給与支給総額は43万6,500円となっており、オンライン記録上の標準報酬月額(30万円)を超えていることが確認できるものの、厚生年金保険及び厚生年金基金に係る控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料控除額であることが確認できるほか、申立人が提出した平成5年度地方税特別徴収税額通知書では、給与支払金額が437万1,300円、社会保険料控除額は36万8,935円となっているところ、当時のオンライン記録上の標準報酬月額、厚生年金保険料率、C健康保険組合の健康保険料率及び雇用保険料率に基づき試算した社会保険料の合計額と当該特別徴収税額通知書の社会保険料控除額はおおむね一致していることが確認できる。

さらに、申立人に係る雇用保険の支給台帳に記載された離職時賃金日額1万127円から試算した離職前6か月間の平均賃金月額30万3,810円に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額30万円と一致することが確認できる。

加えて、オンライン記録では、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会したところ、「申立人に係る記憶はあるが、当時の関連資料は無く、申立人に係る標準報酬月額の取扱いについては分からない。」と回答している上、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「当時、標準報酬月額については、給与支給総額のうち手当等を含めない金額を社会保険事務所（当時）に届けていたのではないか。」と供述している。

また、申立人が名前を挙げた同僚の申立期間における標準報酬月額は、いずれも申立人が主張する申立人自身の標準報酬月額を下回っていることが確認できるほか、申立人とほぼ同時期に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、申立期間における被保険者記録が確認できる複数の同僚の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額が特に不自然である事情はうかがえない。

さらに、申立人は申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年11月30日から同年12月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が提出した平成19年11月の給与支払明細書、並びにA社が提出した社員名簿及び19年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳等から判断すると、申立人は申立期間において同事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した平成19年11月の給与支払明細書及び申立人のA社における同年10月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日について間違った日付を届け出たことを認めている上、事業主が資格喪失日を平成19年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年11月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡厚生年金 事案 3235 (事案 2409 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月 20 日から 56 年 7 月 1 日まで

A社に採用され、昭和 52 年 9 月 20 日から 58 年 8 月頃までの期間に首都圏のB区に所在していたC社(現在は、D社)の寮の管理人として勤務していたが、52 年 9 月 20 日から 56 年 7 月 1 日までの期間及び 57 年 7 月 31 日から 58 年 12 月頃までの期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に申し立てたものの、年金記録の訂正は認められなかった。

今回、申立期間を昭和 52 年 9 月 20 日から 56 年 7 月 1 日までの期間に変更するとともに、新たに 52 年 9 月当時のE新聞に掲載されたA社の求人広告を見て応募したこと、及び 55 年頃に首都圏のF区にあったG病院に入院したことを思い出したので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間に係る申立てについては、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人と一緒に勤務していたとする申立人の元妻の同社における厚生年金保険の被保険者記録は、申立人の被保険者記録と一致している上、申立人が同社入社時に申立人の採用面接を行ったとする上司は、昭和 55 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることから判断すると、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえること、ii) 前述の被保険者名簿によれば、申立人は、56 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、57 年 7 月 31 日に同資格を喪失していることが確認できるとともに、申立人が被保険者資格を喪失したことに伴い健康保険被保険者証が回収されたことを示す記録が確認できること、iii) 雇用保険の被保険者記録によれば、申立人は、56 年 7 月 1 日に同社に係る被保険

者資格を取得し、57年7月31日に離職したことが確認できる上、申立人が同日付けで同社を離職したことに伴う離職票が交付されていることが確認できること、iv) 同社では、「申立人に係る人事記録、根拠となる資料が無く、申立人の雇用形態や申立期間当時の社会保険の加入の取扱いについては不明である。」と回答し、上記被保険者名簿に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に聴取しても、申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等についての供述が得られないことなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成22年7月1日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間を変更して再申立てを行っているが、申立人から年金記録の訂正につながる新たな資料等の提出は無い上、申立人は、「E新聞に掲載されたA社に係る求人広告を見て応募した。同広告には社会保険完備と記載されていた。」と主張しているが、E新聞を発行するE新聞本社では、「申立期間当時の新聞は保管していない。」と回答していることから、申立人が見たとするE新聞の広告記事は確認できず、仮に申立人の主張どおりに広告記事がE新聞に掲載されていたとしても、これのみをもって申立人が申立期間において申立事業所に勤務し厚生年金保険料を給与から控除されていたとは判断し難い。

また、申立人は、「昭和55年頃にG病院に入院した。」と申し立てているものの、G病院では、「昭和55年から61年頃までの期間の入院記録を保管しているが、申立人に係る記録は確認できない。」と回答しており、申立ての事実を確認することができない。

さらに、今回、新たに、前述の被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、新聞広告を見て申立事業所に入社したとする同僚を含む、申立人と同じく寮の管理人業務を行っていたとする複数の同僚に照会したところ、当該複数の同僚は、「入社時は非正規社員である契約社員であり、数年後に社員となって厚生年金保険に加入した。」と供述しているところ、上記被保険者名簿及び雇用保険の被保険者記録によれば、このうち一人は、昭和50年頃から申立事業所に夫婦で勤務していたと供述しているものの、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格の取得日は夫婦とも56年3月1日であること、及び別の一人は、54年頃から申立事業所に夫婦で勤務していたと供述しているものの、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格の取得日は夫婦とも55年9月1日であることがそれぞれ確認できることなどから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険及び雇用保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事実は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から 47 年 1 月まで

A 社（現在は、B 社）に勤務していた申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が申立事業所において同時期に勤務を開始していたとして名前を挙げた同僚二人のうち一人は、「申立事業所にいつから勤務したのかははっきりとした年月日は憶^{おぼ}えていないが、申立人より先に勤務していたと思う。」と供述しているものの、前述の被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和 47 年 4 月 1 日であることが確認できる上、他の一人の同僚の厚生年金保険被保険者の資格取得日が 46 年 6 月 21 日であることが確認できることから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿では、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立事業所は、「申立期間当時の社会保険に係る資料及び賃金台

帳等は保管されておらず不明である。」と回答している上、前述の被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち連絡が取れた複数の者は、自身の厚生年金保険の加入について申立事業所から説明を受けた記憶も無く、申立人を含む申立事業所の従業員の厚生年金保険の加入状況は承知していないと供述していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述及び関連資料を得ることはできない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 11 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 29 年 1 月 1 日まで

米軍キャンプ A 内に設けられていた駐留軍専用病院の食堂において昭和 27 年 4 月に勤務を開始したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

中学校を卒業した後に、同事業所において勤務を開始し、継続して勤務していたことは事実であり、同僚の名前も憶えているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が米軍キャンプ A 内の病院の食堂で一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、厚生省（当時）所管局長通知により、従来日本国政府の直接使用人とされていた連合軍要員のうち、非軍事的業務に使用される者は、昭和 26 年 7 月 1 日以降は、雇用関係の切り替えによって、政府の直備^{ちよくよう}使用人としての身分を喪失することになり、事業の業態が P X 等に使用される者を除き、厚生年金保険の強制被保険者とならないとされているところ、適用事業所名簿においては、申立人が勤務していたとする病院が、厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、申立人及び申立人が名前を挙げた前記の同僚が、勤務先の日本側の責任者であったとして名前を挙げる者は、「当時、私はキャンプ A の食堂部門の総監督をしていた。申立人は当該病院の兵士用食堂で勤務していた。当該病院の食堂における雇用形態は 2 形態あって、患者用食堂の従業員は所管管理事務所の雇用であったが、申立人が勤務していた病院勤務者用食堂（兵士用食

堂)の従業員は、米軍の直接雇用であり、米軍から給与が支払われ、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述している。

さらに、前記の同僚は、「私は当時、当該病院の食堂で勤務していた。厨房を隔てて片側に患者用、もう一方の側に病院勤務者用の食堂があった。私は採用当初の2か月間は患者用の食堂で勤務した後、病院勤務者用の食堂に異動した。私が病院勤務者用の食堂に異動した後に、申立人は採用され、同食堂で勤務を開始した。私は、病院勤務者用食堂において2年程度勤務していたが、事業主から、『日本政府雇用である患者用食堂の従業員は厚生年金保険に加入できるが、米軍の直接雇用である病院勤務者用食堂の従業員は厚生年金保険に加入できない。』との説明を受けていた。患者用食堂での勤務期間以外は厚生年金保険に加入していないようになっている。」と供述しており、当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録は、B管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和26年12月から27年2月まで期間において確認ができるものの、申立期間においては厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

加えて、国の所管局が保管する連合国軍関係の勤務履歴を記録した人事記録、並びにB管理事務所及びC管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない上、申立期間直後に申立人の厚生年金保険の被保険者記録が確認できるキャンプA内の食堂に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により被保険者記録が確認できる複数の者のうち、当該事業所で勤務していたとする者は、「昭和29年3月頃からキャンプA内の食堂で勤務していたが、同事業所では18歳にならないと正式に採用してもらえず、厚生年金保険にも加入させてもらえなかった。」と供述しており、前述の被保険者名簿によれば、同人は、18歳を過ぎた昭和29年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できるところ、上記のキャンプA内の食堂に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によれば、申立人は、18歳に到達した年の同年1月1日に被保険者資格を取得していることが確認できるものの、申立期間における記録は確認できず、これらの記録はオンライン記録と一致している。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。